

○浅口市母子保護の実施に関する規則

平成18年3月21日

規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項及び第31条第1項の規定に基づき、母子生活支援施設における母子保護の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(母子保護の実施基準)

第2条 福祉事務所長は、母子保護の実施を希望する者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、母子保護の実施を行う。

(入所の申込み)

第3条 母子生活支援施設における母子保護の実施を希望する者は、次の各号に掲げる書類を添えて福祉事務所長に申し込まなければならない。

- (1) 母子生活支援施設入所申込書(様式第1号)
- (2) 家庭現況報告書(様式第2号)
- (3) 同意書(様式第3号)

(入所の決定等)

第4条 福祉事務所長は、前条の規定による申込書を受理したときは、世帯調書(様式第4号)を作成し、申請内容について審査する。

- 2 母子保護を受けることが必要であるという事実を確認するため、必要に応じ面接、家庭訪問等を行い、家庭調査書(様式第5号)を作成する。
- 3 福祉事務所長は、母子保護の実施を決定したときは、申請者及び当該母子生活支援施設へ母子生活支援施設入所承諾書(様式第6号)を交付する。
- 4 母子保護の実施を行わないときは、申請者へ母子生活支援施設入所不承諾書(様式第7号)を交付する。

(母子保護の実施の解除)

第5条 福祉事務所長は、入所者が、母子保護の実施期間の満了前に次の各号のいずれかに該当する場合は、母子保護の実施を解除し、当該入所者及び当該母子生活支援施設へ母子保護実施解除通知書(様式第8号)を交付する。

- (1) 母子保護の実施理由が消滅したとき。
- (2) 当該入所者から退所の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、母子保護の実施が不相当と認められるとき。

(入所費用)

第6条 母子生活支援施設の入所費用については、入所している者から児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担し

なければならない費用の基準(昭和61年岡山県告示第549号)に定める額により徴収する。

(入所費用の納付)

第7条 入所費用は、所定の納入通知書により、期限内に納付しなければならない。

2 入所費用の徴収については、この規則に定めるもののほか、浅口市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年浅口市条例第54号)の例による。

(入所費用の減免)

第8条 入所している者が、入所費用を負担することができない場合は、入所費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、母子生活支援施設入所費用減免申請書(様式第9号)を福祉事務所に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、前項の規定による申請書を受理したときは、審査の上、入所費用の額を決定し、母子生活支援施設入所費用減免(却下)決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成20年7月1日規則第23号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年8月31日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月18日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表備考第3項第2号の改正規定(「第13項、第14項及び第15項」を「第12項から第14項まで」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浅口市母子保護の実施に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月15日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表及び様式第4号の改正規定(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。)は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年11月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浅口市母子保護の実施に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成26年12月19日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の浅口市母子保護の実施に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の浅口市助産の実施に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成27年10月2日規則第24号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(浅口市母子保護の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際、第7条の規定による改正前の浅口市母子保護の実施に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月28日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の浅口市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の浅口市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の浅口市税条例施行規則、第4条の規定による改正前の浅口市国民健康保険税条例施行規則、第5条の規定による改正前の浅口市生活保護法施行細則、第6条の規定による改正前の浅口市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第7条の規定による改正前の浅口市児童手当支給に関する規則、第8条の規定による改正前の浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則、第9条の規定による改正前の浅口市母子保護の実施に関する規則、第10条の規定による改正前の浅口市助産の実施に関する規則、第11条の規定によ

る改正前の浅口市老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則、第12条の規定による改正前の浅口市身体障害者福祉法第38条の規定による費用徴収規則、第13条の規定による改正前の浅口市支援費支給規則、第14条の規定による改正前の浅口市心身障害者医療費給付条例施行規則、第15条の規定による改正前の浅口市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前の浅口市知的障害者福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則、第18条の規定による改正前の浅口市国民健康保険条例施行規則、第19条の規定による改正前の浅口市診療報酬明細書等の開示に関する規則、第20条の規定による改正前の浅口市介護保険料減免及び徴収猶予に関する規則、第21条の規定による改正前の浅口市介護保険利用者負担額減免に関する規則、第22条の規定による改正前の浅口市介護保険要介護認定関係情報開示規則、第23条の規定による改正前の浅口市夜間花火規制条例施行規則、第24条の規定による改正前の浅口市行政財産使用料徴収条例施行規則、第25条の規定による改正前の浅口市道路占用料徴収条例施行規則、第26条の規定による改正前の浅口市公共下水道条例施行規則、第27条の規定による改正前の浅口市公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則及び第28条の規定による改正前の浅口市寄島処理区公共下水道事業受益者分担金条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年2月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

保護者 住所

氏名



個人番号

電話

次のとおり浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第3条の規定により申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名	第一希望					
	第二希望					
母子保護の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
母子保護の実施を希望する理由						
入所を希望する世帯の状況						
区分	ふりがな氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は就学の状況等	備考
世帯員				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
生活保護の状況	適用なし 適用あり(年 月 日保護開始)					
支援給付の状況	給付なし 給付あり(年 月 日給付開始)					

(記入上の注意)

- この入所申込書は、保護者が次の点に注意して記入の上、市長に提出してください。
- 「母子保護の実施を希望する期間」欄は、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
なお、母子保護の実施期間については、希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。
- 「母子保護の実施を希望する理由」欄は、その具体的な状況を記入してください。
- 「世帯員」欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入するとともに、「性別」欄は該当するものを○で囲んでください。
- 市町村民税や所得税の額に応じて徴収金がかかる場合がありますので、徴収額決定のために必要な事項に関する書類(源泉徴収票、確定申告の写し)を必ず添付してください。
- 「備考」欄は、健康状況等母子保護の実施について、参考となるべき事項を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

家庭現況報告書

申請者	氏名		生年月日			
	現住所					
	住居の状況	自家・借家・間借・その他()				
資産の状況	宅地	自地	m ²	借地	m ²	借地料
	田		m ²	収入	月額	
	畑		m ²	収入	月額	
	山林原野		m ²	収入	月額	
	その他		m ²	収入	月額	
別居の家族状況	氏名	年齢	住所	健康状態・援助の見込み等		
	(続柄:)			(職業:)		
	(続柄:)			(職業:)		
	(続柄:)			(職業:)		
入所を希望する理由	(できるだけ詳細に記入してください。)					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(本人又は扶養義務者)



様式第3号(第3条関係)

同 意 書

この度の母子生活支援施設の入所に当たり、入所及び徴収金決定に必要な書類について世帯員の所得状況、資産状況を市町村の課税台帳等により確認されることに同意します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名



浅口市福祉事務所長 様

様式第4号(第4条関係)

(表)
世帯調査書

申請者 (本人又は扶養義務者)		住所			入所者氏名		入所施設名等			
		氏名		住所		氏名		施設名等		
入所者及び同一世帯の扶養義務者等の状況	氏名	入所者との続柄	生年月日	職業	市町村民税額 (年度分)		所得税額 (年分)			備考
					均等割	所得割	① 税額控除後の所得税の額	② 税額控除	③ (①+②) 税額控除前の所得税の額	
					円	円	円	円	円	
合計額										
社会保険の状況		保険の種類別			健保・国保・その他					
		出産一時金の額			円					
調査の結果上記のとおり相違ありません。										
年 月 日										
担当者氏名										印

注意 記載要領は、裏面にあります。

(裏)

市長決定	世帯の階層区分	A B C() D()		
	入所・通所の別	<input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 通所		
	世帯内の他の入所者 (被措置者)の有無	<input type="checkbox"/> 有	他の入所者 (被措置者)氏名	
		<input type="checkbox"/> 無	入所施設名等	
	徴収月額	円		
摘要				

【記載要領】

- 1 入所者と生計を一にするすべての者について個人別に記載してください。
「扶養義務者」とは、入所者の直系血族(父母、祖父母、養父母等)及び兄弟姉妹並びにその他3親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養義務を負わせたものをいいます。
- 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 3 所得税額の欄
 - ①の欄……所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)に基づいて計算された実際に納付すべき所得税の額を記載してください。
 - ②の欄……寄附金控除(所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、配当控除(所得税法第92条第1項)、外国税額控除(所得税法第95条第1項から第3項まで)、住宅借入金等控除(租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項)、住宅耐震改修控除(租税特別措置法第41条の19の2第1項)、既存住宅特定改修控除(租税特別措置法第41条の19の3第1項及び第3項)、認定長期優良住宅新築等控除(租税特別措置法第41条の19の4第1項及び第3項)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項の合計額を記載してください。
- 4 市町村民税の合計額及び所得税額の③の欄の合計額は、費用徴収月額を決定する世帯の階層区分の基準となります。

様式第5号(第4条関係)

家 庭 調 査 書

入 所 者 氏 名			
現 住 所			
入 所 施 設 名		生 年 月 日	年 月 日
家 族 ・ 生 活 等 の 状 況			
担 当 者 所 見			

以上のとおり確認しました。

年 月 日

浅口市福祉事務所
担当者職・氏名



様式第6号(第4条関係)

母子生活支援施設入所承諾書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった母子生活支援施設への入所については、次のとおり承諾したので浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第4条の規定により通知します。

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収金の月額及び納入方法	

(注意事項)

- 1 徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。
- 2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届けてください。
- 3 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

様式第7号(第4条関係)

母子生活支援施設入所不承諾書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのあった母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第4条の規定により通知します。

(理由)

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に浅口市長に対して審査請求することができます。

様式第8号(第5条関係)

母子保護実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長

印

年 月 日付けで承諾した次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除することにしたので、浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第5条の規定により通知します。

保護者及びその監護する児童の氏名	
母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除理由	

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に浅口市長に対して審査請求することができます。

様式第9号(第8条関係)

母子生活支援施設入所費用減免申請書

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

申請者 住所
氏名
電話



年 月 日付け 第 号により決定されました母子生活支援施設入所費用徴収額については、次の理由により負担能力に変動が生じたので浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第8条の規定により申請します。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日生
入所施設名			
現在の入所費用	月 額	円	
減免の理由			

添付書類 徴収額の減免を必要とする理由を証明する書類

様式第10号(第8条関係)

母子生活支援施設入所費用減免(却下)決定通知書

年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



年 月 日付で申請のあった母子生活支援施設入所費用の減免については、次のおり決定したので浅口市母子保護の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第78号)第8条の規定により通知します。

ふりがな				性別	生年月日	
児童氏名				男・女	年 月 日生	
入所施設名						
年度	月分	徴収番号	入所者氏名	変更前の徴収金	減免の額	変更後の徴収金
				円	円	円
却下理由						
摘要						

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第4条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第8条関係)